

共謀罪の本質と現実を掘り下げる

第1回 5月11日(木) 刑法から迫る共謀罪の本質

講師：平川宗信さん (名古屋大・中京大名誉教授 (刑法))

現実事例当事者からの報告：白龍町高層マンション建設を巡る住民運動への刑事弾圧事件の被害者

第2回 5月25日(木) 憲法から迫る共謀罪の本質

講師：本秀紀さん (名古屋大学教授 (憲法))

18:30～ ウィルあいちセミナールーム1・2

現実事例の当事者からの報告：
大垣警察市民監視違憲訴訟原告

現在、国会で審議中の「共謀罪」。テロ等準備罪との看板が偽りであること、実行行為概念を基調とした我が国の刑法の基本原則に真っ向から抵触すること、表現の自由や結社の自由を侵害しさらには思想・良心の自由をも侵害するものであることなど、根本的な欠陥が次々と明らかとなっています。

しかし、安倍政権は、本国会中での採決の姿勢をまったく崩していません。

そこであらためて、「共謀罪」の抱える問題を理解すべく、「共謀罪」のある社会とはどんな社会か、私たちの暮らしはどのように変わるかを、現在の日本で実際に起きている事件や過去の日本での歴史的事実から説き起こす連続学習会を企画しました。お誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。

参加費無料
カンパ歓迎

第3回 5月29日(月) 18:30～ ウィルあいち3F大会議室

治安維持法から迫る共謀罪の本質

～ 政府は何を甦らせようとしているか

講師：内田博文さん (九州大学名誉教授 (刑法))



1946年大阪府生まれ。京都大学大学院法学研究科修士課程修了。専門は刑事法学(人権)、近代刑法史研究。主な単著に『刑法学における歴史研究の意義と方法』(九州大学出版会)、『ハンセン病検証会議の記録』(明石書店)、『日本刑法学の歩みと課題』(日本評論社)、『一戦時治安法制のつくり方』(みすず書房)、「治安維持法の教訓 権利運動の制限と憲法改正」(2016みすず書房)など。現在、長年の研究を踏まえて、共謀罪の危険性について、積極的に発言を重ねている。

主催：秘密法と共謀罪に反対する愛知の会

【ブログ】 <http://nohimityu.exblog.jp/>

連絡先：緑オリーブ法律事務所(浜島) TEL:052-838-8795

《ウィルあいち》名古屋市東区上堅杉町1

- ・地下鉄「市役所」駅2番出口より東へ徒歩約10分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅 南へ徒歩約8分
- ・市バス「市政資料館南」下車 北へ徒歩約5分

国際社会から見た日本の表現の自由と メディアと「共謀罪」

国連特別報告者・調査報告を踏まえて

近年、表現の自由やメディアの独立性が危ぶまれる日本ですが、昨年4月には「表現の自由に関する国連特別報告者」のデビッド・ケイ氏が公式調査訪問のために来日し、その中間報告で「メディアの独立性に重大な危機を警告」しました。この調査に基づき、今年6月には最終報告書が発表され、ケイ氏は国連人権理事会で報告し日本政府との対話が行われます。



講演者の藤田早苗氏はこの国連調査の実現に尽力し、調査にもアattendしてかつ最終報告書への情報提供も行ってきました。人権理事会に先立ち一時帰国し、特別報告者の日本への勧告について説明し、また国際社会で日本の表現の自由やメディアがどのように評価されているかを紹介します。

講演会では藤田氏が独自に収録したケイ氏のビデオメッセージを公開し、BBCなどの海外メディアの例も紹介する予定です。

2017年6月6日（火）18:30-20:30 （開場は18:00）

入場無料（カンパ歓迎）

ウィルあいちセミナールーム1・2（名古屋市東区上豎杉町1番地）

アクセス：地下鉄「市役所」駅2番出口より東へ徒歩約10分／

名鉄瀬戸線「東大手」駅南へ徒歩約8分／市バス「市政資料館南」下車北へ徒歩約5分

講師 藤田早苗さん



英国エセックス大学人権センターフェロー。専門は国際人権法。2013年、特定秘密保護法を英訳して国連に通報しその危険性を国際社会に周知。昨年4月の表現の自由に関する国連特別報告者の日本調査実現のために尽力、現在も日本国内外で日本の表現と情報の自由に関する諸問題について問題提起を続ける。名古屋大学大学院国際開発研究科修了。英国エセックス大学で国際人権法学修士号、法学博士号取得。

主催：秘密法と共謀罪に反対する愛知の会 【アマガ】 <http://nohimityu.exblog.jp/>

連絡先：緑オリーブ法律事務所（浜島） TEL：052-838-8795／FAX：052-838-8796